



審議会委員選挙の選挙人名簿縦覧のお知らせ

選挙人名簿縦覧とは？

前号のまちづくりニュース（第 103 号）でお知らせしたとおり、平成 29 年 1 月 12 日をもって、現在の区画整理審議会委員の方々の 5 年間の任期が満了します。

そのため、新たに区画整理事業施行区域内の土地所有者及び借地権者より審議会委員を選出するため、投票日を平成 28 年 12 月 25 日と定め、選挙を実施します。

平成 28 年 11 月 1 日を基準日として選挙人名簿を作成しましたので、縦覧を行います。

選挙人名簿縦覧

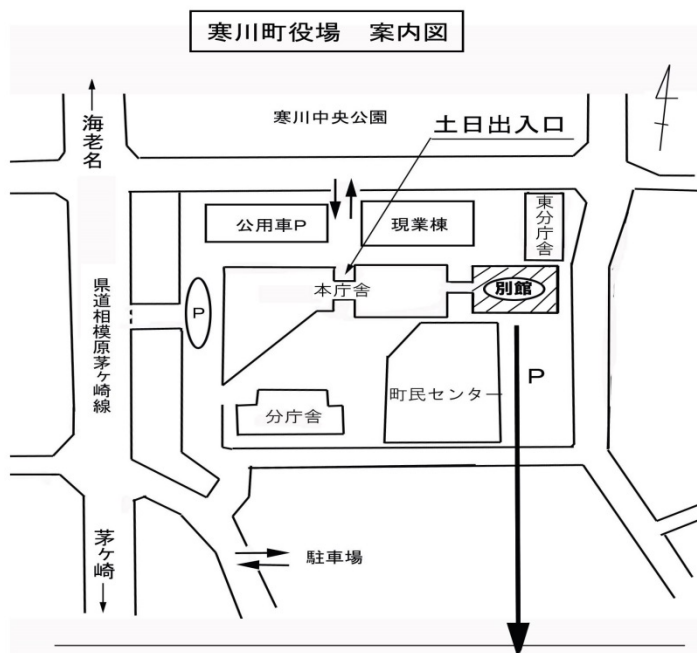
期間：平成 28 年 11 月 9 日（水）から
平成 28 年 11 月 22 日（火）まで

時間：午前 8 時 30 分から
午後 5 時 15 分まで

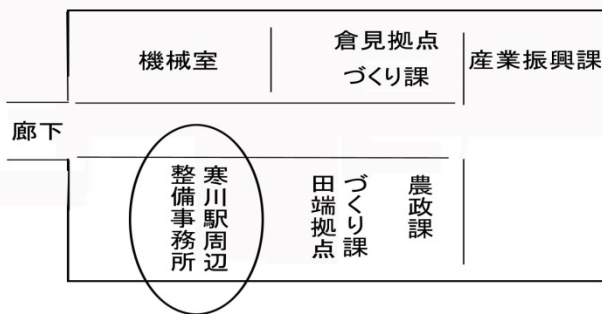
場所：寒川町役場 別館 2 階
寒川駅周辺整備事務所
(高座郡寒川町宮山 1 6 5 番地)

備考：土曜日、日曜日にも縦覧できます。
土曜日、日曜日は庁舎北側出入口
にある日直室に申出て入庁ください。
(右図参照)

選挙人名簿縦覧場所の案内



別館 2F 案内図



土地を共有している方へ

共有で所有権や借地権を有する方で、まだ代表者の届出がされていない方は、代表者を一名選任し、権利者全員が連署（実印の押印・印鑑証明書の添付）して、「代表者選任通知書」を提出してください。

前号のまちづくりニュース 103 号では、期日を平成 28 年 11 月 8 日までとお知らせしましたが、平成 28 年 12 月 15 日（立候補届出・推薦届出締切日）までといたします。

なお、前回の選挙までに「代表者選任通知書」を提出された方は、今回、届出は不要です。

・選挙人名簿は、平成 28 年 11 月 1 日を基準として、区画整理事業施行区域内の土地所有者及び借地権者として登記されている方を登載しています。

・未登記の借地権を有する方も、町に届出をされている方は名簿に登載されています。

・名簿の縦覧により、ご自分の氏名が記載されているのか、誤字等が無いかが確認できます。
万一、記載漏れや誤りがあった場合、縦覧期間中に書面で申出てください。